

第11回関市・武儀郡町村合併協議会

平成16年5月11日(火)

関市役所6階大会議室

開 会 午後2時00分

1 あいさつ

2 承認事項

第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について

第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更について

第3号 一部事務組合等の取扱いについて

第4号 広報広聴事業(広報紙)の取扱いについて

第5号 納税関係事業の取扱いについて

第6号 消防防災関係事業の取扱いについて

第7号 交通関係事業の取扱いについて

第8号 窓口業務の取扱いについて

第9号 ゴミ収集業務事業の取扱いについて

第10号 環境対策事業の取扱いについて

第11号 建設関係事業の取扱いについて

第12号 小中学校の通学区域の取扱いについて

第13号 学校教育関係事業の取扱いについて

第14号 文化振興事業の取扱いについて

第15号 生涯学習関係事業の取扱いについて

3 協議事項

第1号 児童福祉事業の取扱いについて

第2号 農林水産関係事業の取扱いについて

第3号 商工・観光関係事業の取扱いについて

第4号 上・下水道事業の取扱いについて

第5号 コミュニティ施策の取扱いについて

第6号 その他協議が必要な事業(第三セクター)の取扱いについて

第7号 その他協議が必要な事業(除雪対策)の取扱いについて

第8号 その他協議が必要な事業(社会福祉協議会)の取扱いについて

第9号 その他協議が必要な事業(シルバー人材センター)の取扱いについて

4 その他

閉 会 午後3時43分

出席者（34名）

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫（市長）
	委 員	松 井 茂（議長）
	委 員	岡 田 洋 一（議員）
	委 員	石 原 教 雅（議員）
	委 員	三ツ岩 征 夫（議員）
	委 員	野 田 豪 一（学識経験者）
【洞戸村】	委 員	武 藤 末 彦（村長）
	委 員	野 村 房 雄（議長）
	委 員	後 藤 明 朗（議員）
	委 員	本 田 修（議員）
	委 員	野 村 真 富（学識経験者）
	【板取村】	副会長
監査委員		田 中 善 隆（議員）
委 員		長 屋 幹 夫（議長）
委 員		長 屋 敏（議員）
委 員		長 屋 道 郎（学識経験者）
委 員		長 屋 和 幸（学識経験者）
【武儀町】	委 員	福 田 尚 雄（町長）
	委 員	池 戸 久 夫（議長）
	委 員	土 屋 昭 雄（議員）
	委 員	遠 藤 慶 司（議員）
	委 員	土 屋 希 睦（学識経験者）
	委 員	美濃羽 大 祐（学識経験者）
【上之保村】	委 員	波多野 保（村長）
	委 員	長 尾 匡 雄（議長）
	委 員	波多野 昭 男（議員）
	委 員	河 合 正 則（学識経験者）
	委 員	波多野 勇（学識経験者）
	【武芸川町】	委 員
委 員		山 田 時 司（議長）
委 員		西 田 忠 昭（議員）
委 員		杉 山 ミサ子（議員）
委 員		杉 本 富 夫（議員）
委 員		山 口 保 彦（学識経験者）

欠席者（2名）

【洞戸村】	委 員	神 山 富 幸（学識経験者）
-------	-----	----------------

【上之保村】 委 員 加 藤 桂（議員）

オブザーバー 大 門 重一郎（岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長）

欠席者（1名）

参 与 亀 山 穠（岐阜県中濃地域振興局長）

顧 問 井 上 一 郎（岐阜県議会議員）

顧 問 林 幸 広（岐阜県議会議員）

欠席者（1名）

顧 問 尾 藤 義 昭（岐阜県議会議員）

幹 事 会 【 関 市 】 西 尾 治（助役）

森 義 次（総務部長）

【板取村】 長 屋 賢 治（助役）

【洞戸村】 林 修 美（助役）

【武儀町】 森 弘（助役）

【上之保村】 宇佐見 勝 彦（助役）

【武芸川町】 田 下 勇 司（助役）

傍 聴 者（37名）

関 市：16名 洞戸村：4名 板取村：2名

武儀町：4名 上之保村：3名 武芸川町：8名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤 川 逸 美 事務局次長 中 村 繁

開 会

○事務局次長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第11回関市・武儀郡町村合併協議会を始めさせていただきます。

本日は、顧問の井上一郎県議員さん、そして、林幸広県議員さんに御出席をいただいております。

では、ここで、議会の関係で委員さんが交代されましたので、新しい委員さんの御紹介をいたします。洞戸村の野村昭委員さんにかわられまして、新しく野村房雄さんが委員になりました。本日から御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

また、関市と上之保村でも議長さんがかわられましたが、協議会委員としては変更がございませんので、御報告だけさせていただきます。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日は洞戸村の神山富幸委員さんが御欠席でございます。そして、上之保村の加藤桂委員さんも御欠席でございます。また、参与の亀山中濃地域振興局長さんも御欠席でございますが、会議は成立していることを御報告させていただきます。

1 あいさつ

○事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただきます。

○後藤昭夫会長

第11回関市・武儀郡町村合併協議会に、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

合併の協議も大詰めを迎えてまいりまして、幹事会におきましても精力的に検討をしていただいております。6月の合併調印議決に向けて、本日と次回の2回で全協定の項目の協議が終了する予定というふうに承っておるわけでございますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

本日も多数の案件が提案されておりますが、中身の濃い議論と円滑な議事進行への御協力をお願いいたしまして、議事に入りたいと思います。よろしく願います。

○事務局次長

ありがとうございました。

では、会長さんに引き続き議長として会議を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。

では、本日の協議会の会議録署名委員を指名させていただきたいと思えます。関市の三ツ岩征夫委員さんと武芸川町の山田時司委員さんをお願いいたします。よろしくお願ひします。

では、協議に入りますが、その前に前回（第10回）協議会に出されました御意見がまとめてありますので、御報告を申し上げたいと思ひます。

事務局から報告をお願いいたします。

○事務局長

合併協議会事務局の藤川といいます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にございます資料に基づきまして、前回（第10回）関市・武儀郡町村合併協議会結果について御報告申し上げます。なお、市町村名の敬称は略して御報告申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

1 承認事項。

議案第1号 武芸川町加入に伴う調整方針の一部変更について、議案第2号 保健衛生事業①保健事業の取扱いについて、議案第3号 保健衛生事業②衛生事業の取扱いについて、議案第4号 障害者福祉事業の取扱いについて、この4件につきまして御承認を賜ったものでございます。

議案第5号 高齢者福祉事業の取扱いについて、上之保村から、賛成するが、幹事会での検討をお願いしていたが、結果を聞きたいということでございまして、事務局の方から幹事会で検討した結果、本日の調整方針(案)となったと御報告申し上げ、御承認を受けたものでございます。

議案第6号 生活保護事業の取扱いについて、議案第7号 その他の福祉事業の取扱いについて、議案第8号 健康づくり事業の取扱いについて、議案第9号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、この件につきましてはすべて御承認を賜りました。

次のページに移らせていただきまして、2 協議事項でございます。

協議第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について、関市から次回の承認事項とされたいという御意見がございました。結果といたしまして、次回の承認事項とすることです承を得たものでございます。

協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更について、次回の承認事項とすることです承でございます。

協議第3号 一部事務組合等の取扱いについて、次回の承認事項とすることです承ということでございます。

協議第4号 電算システム事業の取扱いについて、協議第5号 男女共同参画事業の取扱いについて、協議第6号 姉妹都市、国際交流事業の取扱いについて、協議第7号 広報広聴事業（自治会組織）の取扱いについて、この4件につきましては、即、御承認を受けたというものでございま

す。

協議第8号 広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて、武芸川町から、暮らしのカレンダーを発行しているが、住民に好評であることから、支所ごとに発行できないか幹事会での検討を要望するという御意見をいただきました。その結果、次回の承認事項とすることです承ということになったものでございます。

協議第9号 納税関係事業の取扱いについて、協議第10号 消防防災関係事業の取扱いについて、次回の承認事項とすることです2件とも了承ということでございます。

次のページに入らせていただきまして、協議第11号 交通関係事業の取扱いについて、武儀町から、自主運行バスがないので、関市の市内巡回バスの路線を武儀町まで拡大することについて検討して欲しいという御意見がございました。その結果、次回の承認事項とすることです承となったものでございます。

協議第12号 窓口業務の取扱いについて、協議第13号 ゴミ収集業務事業の取扱いについて、協議第14号 環境対策事業の取扱いについて、協議第15号 建設関係事業の取扱いについて、協議第16号 小中学校の通学区の取扱いについて、以上の件につきましては、すべて次回の承認事項とすることです承を賜りました。

協議第17号 学校教育関係事業の取扱いについて、武儀町から、賛成だが、ALTの数が関市は少ないので、教育委員会や幹事会で増員の方向で検討されたいという御意見をいただきました。その結果、次回の承認事項とすることです承を受けたものでございます。

協議第18号 文化振興事業の取扱いについて、協議第19号 生涯学習関係事業の取扱いについて、いずれも次回の承認事項とすることです承を受けました。

次のページをお願いいたします。

3 次回（第11回）協議会での協議事項。これにつきましては、資料提供ということで御説明をさせていただきました。

①コミュニティ施策について、②その他協議が必要な事業（第三セクター）について、③その他協議が必要な事業（除雪対策）について、④その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）について、⑤その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）について。

そして、4といたしまして、新市建設計画報告書（案）につきまして、成瀬新市建設計画作成小委員会委員長から小委員会の協議状況の報告がありました。続いて、事務局長が新市建設計画（案）の内容について説明したというものでございます。

5といたしまして、その他ということで、本日の第11回合併協議会が開

催される、こういうことでございます。

以上、御報告にかえさせていただきます。

○議長

ただいま事務局から説明をいたしました、この報告事項につきまして、何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今回はこのような内容であったということを確認いたします。

2 承認事項

○議長

それでは、2番目の承認事項に移ります。

議案第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

○事務局長

資料の1ページをお願いいたします。

議案第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について。武芸川町加入に伴い、議会の議員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針の一部を変更することについて、承認を求めるというものでございます。

2ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

6. 議会の議員の定数及び任期の取扱い。

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村の区域1人、武芸川町の区域2人。

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。関市の区域19人、洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村の区域1人、武芸川町の区域2人。

将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました議員の定数及び任期の取扱いの一部変更につきまして、御意見ございませんか。

○岡田洋一委員

前回の協議会におきまして、確認の意味で持ち帰って、再度協議をとい

うことで、今回お願い申し上げました。特別委員会を開催し、協議をいたしました結果、調整方針（案）どおりの委員会での意見集約を見ましたので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長

ありがとうございました。

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、この件につきましては承認することに決定します。

続きまして、第2号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更についてを議題と供します。

○事務局長

3ページをお願いいたします。

議案第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更について。武芸川町加入に伴い、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに係る調整方針の一部を変更することについて、承認を求めるというものでございます。

4ページをお願いいたします。

7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い。

調整方針（案）。

農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、3つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。関市の区域、選挙委員18人、選任委員2人、洞戸村と板取村と武芸川町の区域、選挙委員15人、選任委員3人、武儀町と上之保村の区域、選挙委員10人、選任委員2人。その後の委員会の取り扱いについては新市において調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました件につきまして、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしという声でございます。異議なしと認めまして、提案どおり承認をすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

承認することに決定をいたします。

次に、議案第3号 一部事務組合の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

5 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 一部事務組合等の取扱いについて。一部事務組合等の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

6 ページをお願いいたします。

11. 一部事務組合等の取扱い。

調整方針（案）。

1 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町がそれぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。

2 洞戸村、板取村及び武芸川町が加入する岐北衛生施設利用組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市が合併の日をもって当該組合に加入する。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました案件につきまして、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認をいたします。

続きまして、議案第 4 号 広報広聴事業（広報紙）の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

7 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて。広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

8 ページをお願いいたします。

26-3. 広報広聴事業。

調整方針（案）。

広報紙については、合併時から関市の制度に統一し、引き続き情報の提供に努める。なお、広報の配布方法については、関市の例を基本に調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

説明を申し上げました案件につきまして、御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしという声でございますので、提案どおり承認することに決定いたします。

次に、第 5 号の納税関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

9ページをお願いいたします。

議案第5号 納税関係事業の取扱いについて。納税関係事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

10ページをお願いいたします。

26-4. 納税関係事業。

調整方針(案)。

前納報奨金及び督促手数料については、関市の制度に統一するものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないということでございますので、提案どおり承認をいたします。

続きまして、議案第6号の消防防災関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

11ページをお願いいたします。

議案第6号 消防防災関係事業の取扱いについて。消防防災関係事業の取り扱いについて、承認を求めるというものでございます。

12ページをお願いいたします。

26-5. 消防防災関係事業。

調整方針(案)。

1 自主防災組織については、基本的には関市の制度に統一するものとする。ただし、組織の構成・人員については、現行のとおりとする。

2 消防協力団体については、当分の間は現行のとおりとし、合併後に関市の制度に準じて再編するものとする。

3 防災行政無線については、新市において周波数の統一を図り、各町村に整備されている防災行政無線局を統合し、統合卓及び選択呼出変換装置を設置し、遠隔操作により緊急放送体制を確保するものとする。

4 武儀町におけるオフトーク通信については、当分の間は現行のとおりとする。ただし、合併後、効率的な運用を検討し、防災面もあわせて総合的に調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの説明につきまして、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないということでございますので、提案どおり承認することに決定

いたします。

続きまして、議案第7号 交通関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

13ページをお願いいたします。

議案第7号 交通関係事業の取扱いについて。交通関係事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

14ページをお願いいたします。

26-6. 交通関係事業。

調整方針（案）。

路線バス及び自主運行バスについては、一体性の確保、地域の交通手段の確保の観点から、新たな総合交通体系の調整を行うものとする。

（1）現在運行中の自主運行バスについては、現行のまま新市に引き継ぐものとし、運行体系、料金体系については、合併後、検討するものとする。

（2）新市の一体性の確保のため、新たな総合交通体系については、早急に検討し、調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に御意見ございませんか。

○土屋昭雄委員

前回の法定協議会において、この件につきまして、武儀町からも一応検討を願うということを出しておりましたが、この2番の新市の一体性の確保のため、新たな総合交通体系については、早急に検討し、調整するものということですが、武儀町としましては、今、運行バスがないという時点でございますので、何とぞ合併時からそういったものができるかというような形でひとつ御検討願いたいと、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そういう意見も含めまして、この案件につきまして承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、提案どおり承認することに決定いたします。

次に、第8号の窓口業務の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

15ページをお願いいたします。

議案第8号 窓口業務の取扱いについて。窓口業務の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

16ページをお願いいたします。

26-7. 窓口業務。

調整方針（案）。

窓口業務における証明書等交付手数料、閲覧手数料及びその他申請手数料については、関市の制度に統一するものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、承認することに決定をいたします。

続きまして、第9号のゴミ収集業務事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

17ページをお願いいたします。

議案第9号 ゴミ収集業務事業の取扱いについて。ゴミ収集業務事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

18ページをお願いいたします。

26-16. ゴミ収集業務事業。

調整方針（案）。

ごみ収集及びリサイクル業務については、現行のとおりとする。ただし、統一できるものは合併時までに調整するものとする。ごみ減量化補助金については合併時から、資源回収事業奨励金については平成17年度から、ともに関市の制度に統一するものとする。なお、減量化及び資源化に努めるものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第10号の環境対策事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

19ページをお願いいたします。

議案第10号 環境対策事業の取扱いについて。環境対策事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

20ページをお願いいたします。

26-17. 環境対策事業。

調整方針（案）。

1 ISO14001については、関市の制度を適用するものとする。

2 火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、上之保村の火葬場については、利用可能な期間まで利用するものとし、現在、関市が建設している新火葬場の利用料金等については、合併時まで調整するものとする。

3 岐北衛生施設利用組合に加入している洞戸村、板取村及び武芸川町については現行のとおりとし、関市の火葬場も利用可能とするものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に御意見等はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第11号 建設関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

21ページをお願いいたします。

議案第11号 建設関係事業の取扱いについて。建設関係事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

22ページをお願いいたします。

26-21. 建設関係事業。

調整方針（案）。

1 土木水利員については、関市の制度を適用するものとする。ただし、各町村における委員の配置及び定数等については、地域の実情を踏まえ調整するものとする。

2 都市緑化事業については、関市に準ずるものとし、細部の取扱いについては新市において調整するものとする。

3 武儀町における私設道改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。

4 都市計画区域については、当分の間は現行のとおりとし、合併後、新市において都市計画区域等の見直しを検討するものとする。

5 道路占用料及び屋外広告物許可手数料については、関市の制度に統一するものとする。

6 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

7 急傾斜地崩壊対策事業分担金については関市の制度に統一するものとし、武儀町における住宅地域崩壊防止事業補助金については合併時に廃止するものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に御意見等はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第12号 小中学校の通学区域の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

23ページをお願いいたします。

議案第12号 小中学校の通学区域の取扱いについて。小中学校の通学区域の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

24ページをお願いいたします。

26-23. 小中学校の通学区域。

調整方針（案）。

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に御意見等はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないようでございますので、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第13号 学校教育関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

25ページをお願いいたします。

議案第13号 学校教育関係事業の取扱いについて。学校教育関係事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

26ページをお願いいたします。

26-24. 学校教育関係事業。

調整方針（案）。

1 遠距離通学補助については、現行のとおりとする。

2 スクールバスの運営管理については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、効率的な運営を検討するものとする。

3 語学指導助手派遣事業については、各小中学校の教育計画に基づく適正な配置を行うものとする。

4 学校給食センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、当該施設の効率的な運営に努め、そのあり方につ

いて検討するものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの学校教育関係の説明につきまして、御意見等はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することに決定をいたします。

次に、議案第14号 文化振興事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

27ページをお願いいたします。

議案第14号 文化振興事業の取扱いについて。文化振興事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

28ページをお願いいたします。

26-25. 文化振興事業。

調整方針（案）。

1 各町村の指定文化財については、個人所有の動産を除き、新市に引き継ぐものとする。

2 文化財保護審議会については、地域の状況を踏まえ、各分野ごとに選出するものとする。

3 文化協会については、合併時に統合するものとし、組織の運営等に関しては現関係役員が協議して定めるものとする。

4 美術館、博物館及び民族資料館については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明に御意見等はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第15号 生涯学習関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

29ページをお願いいたします。

議案第15号 生涯学習関係事業の取扱いについて。生涯学習関係事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

30ページをお願いいたします。

26-27. 生涯学習関係事業。

調整方針（案）。

1 社会教育委員については、公民館運営審議会委員を兼務し、関市7

名、武儀町及び武芸川町各2名、洞戸村、板取村及び上之保村各1名とする。なお、報酬等については関市の例によるものとする。

2 公民館事業については、各町村の施設を地区公民館と位置づけ、地域の特色ある活動を生かし、生涯学習の推進に努めるものとする。

3 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、町村の図書館、図書室を分館または分室とする方向で調整するものとする。

4 成人式については、関市の例（式典のみの開催）を基本に調整するものとするが、旧町村単位で開催し、地域の実情に応じて調整するものとする。

5 社会教育団体については、関市に準ずるものとし、組織の運営等に関しては合併時まで調整するものとする。

6 体育指導委員については、地域スポーツの振興を図るため、各地域に体育指導委員を置くものとする。ただし、委員数については、必要最小限の委員で調整するものとする。なお、身分等については関市に準ずるものとする。

7 体育協会については、現在の加盟団体は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、組織の統合、運営等に関しては、現関係役員が協議して定めるものとする。

8 各種スポーツ・レクリエーション大会については、地域の特性を踏まえて合併時まで調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました生涯学習関係事業の取扱いについて、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、提案どおり承認することに決定をいたします。

3 協議事項

○議長

それでは、続きまして、3の協議事項に入りたいと思います。

まず、協議第1号の児童福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局から説明願います。

○事務局長

それでは、31ページをお願いいたします。

協議第1号 児童福祉事業の取扱いについて。児童福祉事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

32ページをお願いいたします。

26-11. 児童福祉事業。

調整方針（案）。

1 児童手当事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。なお、板取村、上之保村及び武芸川町の単独事業については、合併時に廃止するものとする。

2 武芸川町における父子手当については、合併時に廃止するものとする。

3 出産奨励手当支給事業における板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の実施事業については、合併時に廃止するものとする。

4 乳幼児医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業及び父子家庭医療費助成事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。

5 児童センターの運営事業については現行のとおりとし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の児童センターの設置については、合併後に検討するものとする。

6 子育てサロンの運営については現行のとおりとし、洞戸村及び板取村の地域については、合併後に設置に向けて調整するものとする。

7 子育て支援センターの運営については、現行のとおりとするということでございます。

なお、以下、資料としてつけさせていただきます。1の児童手当事業につきましては32ページに資料がございます。2につきましては33ページです。3につきましても33ページです。4につきましては34ページ、5につきましては35ページ、6につきましても35ページ、7につきましても35ページ、それぞれ前回同様資料を添付いたしておりますので、よろしくお願いたします。

よろしく御協議のほどお願いたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました児童福祉事業の取扱いについてでございますが、御協議を願いたいと思います。

はい、どうぞ。

○杉山ミサ子委員

武芸川町ですが、武芸川町には武芸川町父子手当支給条例というのがございますが、これは合併と同時に廃止ということになっております。しかしながら、武芸川町といたしましては、子供を育てる環境づくりということに非常に切々と取り組んでまいりました。その一つがこの父子手当の条例でございます。合併、統合された保育園もできましたし、そういったことで、子供に対する環境づくりということで、ぜひこの条例につきましては、できたら19年度までに段階的な廃止を希望いたします。

それと同時に、今、医療費助成につきましても、例えば岐阜県内で申し

ますと、笠松町、柳津町、大垣市、岐阜市ともに義務教育まで医療費を無料にいたしております。そうしたことを関市につきましても、何とか子育て支援ということで、何か目玉になる施策を合併と同時に旗上げていただきたい、取り組んでいただきたいということをお願いいたしますので、どうか御検討のほどお願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

○長尾匡雄委員

上之保村です。調整案の3の出産奨励手当支給事業における関係ですが、合併時に廃止するとなっております。この件についてですが、上之保村は繁栄条例というような条例でもって、3人目以降の子供に対して、手当として50万円ということです。ずっとやっておるんですが、今回、ここはなくなるということになります。うちの村じゃなくて、ほかの町村も板取、武儀町、上之保村、武芸川町にもあるんですが、金額等、そういったことにつきましては調整をされて、何とかこの制度を残していただきたいと、そのように思うんですが、現在、うちの村でちょっと調べてみましたところ、3人目、13年に2件ありました。14年に1件、15年に2件と。16年には2件と予想しておりますが、そんなふうで、若い人たちに頑張っていたくように少子化対策としてこの制度を定着しておるんですが、どうか何とか御検討をいただきたいと、そのように思います。よろしく申し上げます。

○議長

ほか、ございませんか。今、武芸川町さんと上之保さんから御意見ございましたが、この2つの意見について、そのとおりに残さなあかんという人と。どうですか。

○山田憲幸委員

武芸川町でございますけれど、今、うちの杉山委員、それから上之保の長尾委員さんもおっしゃいましたけれども、新市の目玉として少子化対策に取り組む姿勢、何か一つこのあたりで模索していただけたらということをお願いしておきたいというふうに思うんです。全部やれとか、全部なしにしてまえということじゃなくして、何か議決された後、新市になってからの17年度から、関市として例えばこんなことをやるよとか、いわゆる少子化対策について何らかの、児童対策も含めて目玉になるようなことがお願いしたいというふうに思います。

○議長

乳幼児の医療費助成につきましては、これは我々の市長会におきましても県の方へ協力申し上げておるところでございますが、ことしになりまして、いわゆる就学時まで入院に関する医療費を無料にするということにな

ったわけでありますが、関市の場合は議会の承認を得まして、就学時まで通院、入院の医療費を無償にすると、そういうことにことしからなったわけでありますので、なかなか義務教育終了時になると大変な出費になるわけであります。その辺のところ、幹事会の意見はどうやったですか。幹事会の幹事長がおられますので、ひとつ幹事会検討結果の報告をお願いします。

○幹事長

いつも大変お世話になっております。関市の助役の西尾でございます。

今、このことにつきまして話がありましたが、それぞれの市町村で特徴ある手だてをいたしておられることは事実でございます。そのことはそれぞれの町村の大きな政策だったというふうに思っています。しかし、この6市町村が一緒になる場合、大半の市町村がそれぞれやられておることがいいわけございまして、そういうことについては尊重したいなど。また、特別にこれはすばらしいということはぜひやりたいというふうに取り組んできたつもりでおりますが、今回、たまたま取り上げられないいろんな施策もございすけども、ひとつ今回はこれを見送っていただいて、次のまたいい機会にすばらしい事業ができますといいと思っておりますので、御支援、御協力をお願いいたします。

○議長

そのほかございませんか。関市の委員さん、いかがでしょうか。

○岡田洋一委員

ただいま武芸川町さんからの義務教育終了までの助成、上之保村さんから提案のありました少子化対策に対する補助についてですけども、先ほど代表幹事さんの方からも説明がありましたけども、せっかくのこういう協議会での貴重な御意見でありますので、次回までに幹事会でこの件について再度協議をしていただくと、その結果によって、やはり十分にもう一度テーブルに取り上げてこの問題を検討するということをお願いしたらどうかと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

はい。

○杉山ミサ子委員

ただいま、医療費助成ということで話が絞られてございますが、私としては、医療費助成のみに絞ったというつもりではなくて、児童福祉という広い観点から、子育て支援になるような目玉の施策があればまた対案として出していただいても結構ですので、そういったことを含んで御検討願いたいと思います。

○議長

わかりました。そういうことを含めまして、幹事会で検討され、次回に協議していただきたいと、そういうふうに思いますので、次回の承認事項として調整案を提出するというにさせていただきます。

続きまして、協議第2号の農林水産関係事業の取扱いについてを上程いたします。

○事務局長

37ページをお願いいたします。

協議第2号 農林水産関係事業の取扱いについて。農林水産関係事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

38ページをお願いいたします。

26-18. 農林水産関係事業。

調整方針（案）。

1. 農業関係。

（1）農業委員会関係については、関市の制度を基本とし、農業委員会法に基づき、地域農業の振興を図るものとする。

（2）農事改良組合については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、関市の制度に統一し、再編するものとする。

（3）米政策については、中濃地域で定める水田営農ビジョン、水田農業構造改革産地づくり計画書に基づき推進するものとし、生産調整推進助成金については計画等を補完する方向で、合併時までに、新たな基準を設け調整するものとする。

（4）武儀町における小規模土地改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。

（5）武儀町におけるふるさとクリーン村については、現行のまま新市に引き継ぎ、安心・安全な農作物の生産に取り組むものとする。

（6）農業関係イベントについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、実施方法等については新市において調整するものとする。

（7）市民農園については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、管理・運営基準の調整を図るものとする。

（8）農産物助成については、関市の制度を基本として調整するものとする。ただし、各町村における独自の助成制度については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、事業の目的、地域特性を考慮し、統一的な基準を設けるなど、合併時までに、調整するものとする。

2. 林業関係。

（1）森林整備計画については、合併後、新市において策定し、民有林の適正な管理に努めるものとする。

（2）分収造林については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

（3）森林整備地域活動支援交付金事業については、洞戸村、板取村、

武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。

(4) 林業改良普及事業補助金については、関市に準ずるものとする。

(5) 間伐材搬出利用促進事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市において補助基準等を調整し、引き継ぐものとする。

(6) 板取村における雪害木復旧補助金、里山づくり事業補助金及び国産材利用促進事業補助金については、合併時まで検討し、調整するものとする。

(7) 上之保村における雪倒木処理補助金については、合併時まで検討し、調整するものとする。

(8) 林業労働力確保対策事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。

(9) しいたけ産地強化事業については、洞戸村及び武儀町に準じ、新市において補助基準を調整し、引き継ぐものとする。

(10) 武儀町及び上之保村における産直住宅日本一推進事業については、現行のとおりとする。

(11) 小規模林道改良事業補助金及び私設林道開設補助金等については、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。

(12) 育林促進事業及び造林関係事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を調整するものとする。

(13) 有害鳥獣対策事業については、現行のとおり実施するものとする。ただし、有害鳥獣等の買い上げ単価、猟友会補助金及び捕獲檻等設置補助については、合併時に補助基準等を調整するものとする。

3. 水産業関係。

(1) 錦鯉振興会助成については、関市に準ずるものとし、合併後、再編するものとする。

(2) 各漁業協同組合補助金及び淡水魚増殖事業奨励補助金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。

4. 畜産関係。

(1) 洞戸村における優良乳牛改良事業補助金については、関市に準ずるものとする。

(2) 上之保村における高齢者等肉用牛飼育事業補助金については、平成19年度をもって廃止するものとする。

以上、御協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました農林水産関係事業の取扱いについて、御

協議をお願いいたしたいと思います。

○河合正則委員

上之保村でございます。私ども、山の中、最近非常に厳しい環境の中でやっているわけなんです、林業関係につきまして、いろいろと関市にはなくても今回引き継いでいただける部分がたくさんありまして、非常に喜んでおるわけでございますが、新市に引き継ぎをするのであるんですけれども、調整をしてとか、いろいろ文面がございますので、私ども非常に興味を持っているところでございますので、そうした調整額とか補助金の補助基準の調整、見直し等をされる部分を、合併をされるまでに何らかの形でわかるような形を示していただくとありがたいなと思っております。幹事会等で早急に煮詰めをしていただきながら、わかった上で私どもも村民に知らせたり新しい山づくりに挑んでいきたいなと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

○土屋昭雄委員

農業関係でございますが、1番に載っております農業委員会関係について要望いたします。

農業委員会は、先般の議題の中で、3つの委員会にするということになっております。そういった中でございますが、津保川地区、特に武儀町、上之保においては、地域農業の振興ということも非常にまた関市とは違った意味があると思っております。そういった中で、農業委員会に3つのそれぞれの事務局ができるだろうということを思っておりますが、確認の意味からも、ひとつ各委員会に事務局を置いて、それによって振興を図り、また、農業委員会の事務をやっていくというような形もとっていただきたいと思っております。

○議長

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

こういうものも含めまして、幹事会でよく検討されまして、次の調整案として、承認事項として提案していきたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3号の商工・観光関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

それでは、49ページをお願いいたします。

協議第3号 商工・観光関係事業の取扱いについて。商工・観光関係事

業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

50ページをお願いいたします。

26-19. 商工・観光関係事業。

調整方針（案）。

1 商工会補助金については、合併後の商工会のあり方を踏まえ、合併時まで調整するものとする。

2 観光協会補助金については、各協会の事業内容を精査し、補助基準の統一を図るものとする。組織については合併後、統合に向け調整するものとする。

3 工場誘致等については、関市の制度に準ずるものとし、関市企業立地促進条例の適用基準を地域の状況により、緩和措置を講ずるものとする。

4 中小企業金融対策等については、関市の制度に統一するものとする。

5 まつり・イベントについては、現行のとおり継続するものとし、効果的、効率的な開催及び運営に努めるものとする。

6 地場産品の販路拡大については、現行のとおりとし、更に販路の拡大及びPRに努めるものとする。

7 観光施設については、民営化等を含めた将来のあり方を検討し、適正な管理運営に努めるものとする。

なお、資料といたしまして、1、2につきましては50ページに資料がございますし、3につきましては51ページ、4につきましては52ページ、5につきましては53ページ、6につきましては54ページ、7につきましては55ページから56ページにそれぞれ添えてございますので、よろしく願いいたします。

以上、御協議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ただいま商工・観光関係事業につきまして説明をいたしました。これにつきまして御協議を願います。ございませんか。

○山口保彦委員

武芸川町でございますが、商工会の補助金について要望します。

武儀郡各町村は、商工会活動事業の補助金等をいただいておりますが、合併の後も継続していただけますように御配慮をお願いしたいと思います。また、観光施設について要望します。

武芸川町は道の駅むげ川の売店とレストラン、また、武芸川温泉内にレストラン等の運営は民間業者に委託をされておりますが、合併後も町内業者優先での運営が継続できますように配慮をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長

そのほかございませんか。

これも、今までの御意見を幹事会で調整しまして、次回に提案をしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、第4号の上・下水道事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

57ページをお願いいたします。

協議第4号 上・下水道事業の取扱いについて。上・下水道事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

58ページをお願いいたします。

26-22. 上・下水道事業。

調整方針（案）。

1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり継続するものとする。

2 上水道料金及び簡易水道料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の上水道料金に統一するよう調整するものとする。

3 給水装置の工事負担金及び配水管工事負担金については、関市に準ずるものとする。

4 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町における、水道加入金については、廃止するものとする。

5 下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり継続するものとする。

6 下水道料金及び農業集落排水施設使用料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の下水道料金に統一するよう調整するものとする。

7 下水道事業における受益者負担金については、関市の制度に統一するものとする。ただし、洞戸村における現在整備中の特定環境保全公共下水道区域においては、30万円とする。

8 農業集落排水事業における受益者負担金については現行のとおりとする。

9 検針及び料金徴収については、隔月とする。

なお、59ページから資料をつけてございます。3の給水装置の関係は66ページ、4についても66ページ、それから、7が67ページ、8も67ページでございますし、9の検針関係は65ページにそれぞれ資料が載せてございますので、よろしくをお願いいたします。

以上、御協議のほどをお願いいたします。

○議長

今、説明を申し上げました上・下水事業の取扱いについて、御協議をいただきたいと思います。

○波多野勇委員

上之保村ですが、本村は山間地域のために、地形が非常に特定なところがあるんですが、特定の環境保全公共下水道事業とか農業集落排水事業の処理区域外となる家庭では合併処理浄化槽で対応しておるわけなんです、そのため、下水道料金は合併処理浄化槽の維持管理費を基準に算定しておるということから、使用水量が少ない家庭にあっては、他町村と比較して高い料金に設定がされておるということなんです、使用水量が少ない家庭でも高いなという感じがあるわけで、ここで、独居老人とか高齢者世帯にとっては負担が非常に重いという問題もあるわけなんです。そこで、救済措置や料金の改正を検討している状況であるわけなんです、したがって、調整方針では、上・下水道料金は合併後3年をめどに統一ということになっておりますが、これも幹事会でいろいろお骨折りいただいております。できれば早い時期に、または3年以内に調整がお願いできたらなと思うわけですが、よろしく願いしたいと思います。

それから、1点ちょっと伺いたいんですが、資料の67ページにあります、下水道事業における受益者負担金等というところで、関市さんの下水道のことなんです、1平米当たり50円という金額でやられておるんですが、この辺がちょっと理解しにくい点があったもので、参考までにお知らせいただいたらありがたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長

事務局。

○事務局長

最後の関市の受益者負担金について御説明いたします。

67ページを見ていただきますと、関市の下水道1平方メートル当たり50円となっております。これは、下水道が引けるといいますか、供用開始可能な地区の面積、言うなれば宅地面積とでもいいますか、50円に面積の平米数を掛けた金額、その金額が受益者負担金になっているということですので、だから、面積によって受益者負担金の額は違ってくるということですので、よろしく願いいたします。

○議長

合併浄化槽については、ここには記載しておりませんが、幹事会ではどのように御審議をされましたか。幹事会の幹事長、どうですか。

○幹事長

合併浄化槽についての具体的な検討は、私ども、ようしなかったわけですので、上水道並びに下水道の料金をできるだけ早く統一して、一本化しようという議論は微に入り細に入り検討させていただきましたけども、こんなような表現をさせていただきましたが、大変この辺は微妙なところがございまして、逆に言うと、私どもが5町村の負担をすることによって、

関市の料金が上水道、下水道とも上がってしまうと。そんなことになってもこれもまた大変なことだというような、いろんなこともございまして、そのあたりは合併浄化槽のところまではちょっとまだ話が行っておらなかったもので、大変恐縮をいたしております。

○議長

やはり山間部でどうしてもいわゆる下水道、集落排水、特環等が使用できない区域については、合併浄化槽というところもこれからあると思います。そういう面につきましても、さらに幹事会で課題として検討していただきたいと思います。

そのほかございませんか。

○西田忠昭委員

武芸川町でございますが、上・下水道料金については住民生活に最も影響のあるものでございます。今までの協議会の協議状況の中でも、ほとんどが合併時に関市の制度に合わせるというのが基本方針であります。地方税についても、都市計画税を除いて、住民負担は統一されているわけですので、3年と言わずに、できることなら合併時に統一していただきたいと思います。特に1立方メートル当たりの給水する単価の差は著しい差があるわけでございますが、3年間も現行のままでいくというのは非常に不公平感があると思いますが、どうでしょうか。そのあたりの御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

幹事会の御意見、どうですか。

○幹事長

おっしゃるとおり、たくさんの差があります。そこを当初から本来ならばするのが本意でございますけども、たまたま今までは、合併をしない場合は高い料金でそれぞれ上水道、下水道をお支払いいただいた。そして、関市の市民は比較的安い値段でそういう使用料を決めることができたわけでございます。これを今一挙に、合併したからということになると、大変この辺は私どもも苦慮するところですが、保育料の関係も、これも確かに3年としたと思っておりますが、やっぱりある程度の金額の差の激しいものについては、例えば2年とか、3年とか、5年とか、そういう緩和措置といいますか、そんなものをつける必要があるだろうと。そうしないと、一挙に、急激にしますと、どちらかに無理が生ずるわけでございます。そんなことも承知はいたしておりますして、検討したわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長

そのような幹事会の検討の結果でございますので、一挙にということ、やはりかなり問題が生ずるところもあるわけでありまして、3年というこ

とで御辛抱願いたいと思います。

○山田時司委員

武芸川町でございます。今の御意見をお聞きして、またこういうことを言うと、何をあれは言っているんだというようにとられるかも知れませんが、これは私、きのうからずっと夜も寝ずに考えてきて、後藤市長さんをお願いがしたいということをするわけですが、我々、住民投票でこの協議会に入れていただいたわけでございますけども、その節に、町長も我々議員も、住民に対して、関の市長さんが下水道部長さんだったから関は安いんだと。ですから、その手腕を、その力量をもう一遍図っていただきまして、今後、合併時に同時に統一した料金にさせていただきたいなということを切にお願いしておきます。よろしく願いいたします。

○議長

関の水道料金の安いのは、やはり創設の時期にもよりますけれども、まず、上流の例えば武儀町、それから板取川とか、津保川とか、そういう上流の皆さん方のたゆまざる努力によりまして森林が保全され、そして美しい水が豊富でいただけるということで、大変感謝しております。しかし、これは私一存ではいきませんので、議会がでございます。そういう面もございまして、議会では3年ぐらいで調整したらどうやなということで御無理を申し上げておるところでございますので、私の心中も察していただきたいと思っております。

それでは、この件につきましては、次の回の承認事項として、幹事会でもよく検討されまして提案していきたいと思っております。よろしく願いします。

次に、協議第5号のコミュニティ施策の取扱いについてを提案いたします。

○事務局長

68ページをお願いいたします。

協議第5号 コミュニティ施策の取扱いについて。コミュニティ施策の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

69ページをお願いいたします。

26-26. コミュニティ施策。

調整方針（案）。

1 地区の所有にかかる集会所の建設・改修等の補助については、関市の制度に統一するものとする。

2 現行の洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町が所有する集会所については、公民センターとして位置づけるものとし、今後の設置基準等について、地域の実情を考慮して合併時まで調整するものとする。

下の段に集会所についての補助の資料を添付してございますので、よろ

しく御協議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

コミュニティ施策の取扱いについて説明をいたしました。これについて御協議を願いたいと思います。

○土屋昭雄委員

コミュニティ施設のことですが、武儀町におきましては、ただいま町管理の集会所、また、地区が主体でつくっているというようなことで、72ページにあります。武儀町としましては、町が主体で建設したものは当然町管理と、それから、下の方に7つの地区が主体でやっているということになって現在まで来て、この7つにつきましては順次改修していくという形で今までやってきたわけですが、こういった合併によりまして、これもできないということになれば、当然これからの改修等、建設を含めてですが、改修等もこの7つについても当然入れていくというような形でひとつお願いしたいと思っております。

○議長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会に、こういうものも含めまして、承認事項として調整案を提案することで確認をいたします。

続きまして、第6号 その他協議が必要な事業（第三セクター）の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

81ページをお願いいたします。

協議第6号 その他協議が必要な事業（第三セクター）の取扱いについて。その他協議が必要な事業（第三セクター）の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

82ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

協議細目 第三セクター。

調整方針（案）。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村が出資している第三セクターの取扱いについては、各町村において経営の健全化と効率化を図るため、将来における民営化を含めて、合併時まで当該第三セクターと協議調整したうえで、新市に引き継ぐものとするということで御提案申し上げます。

なお、82ページから83ページにつきまして、7件の第三セクターについて、名称等資料を添付してございますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長

今、説明を申し上げました第三セクターにつきまして、御協議を願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案することで確認いたしたいと思います。

続きまして、協議第7号 その他協議が必要な事業（除雪対策）の取扱いについてを議題といたします。

○事務局長

84ページをお願いいたします。

協議第7号 その他協議が必要な事業（除雪対策）の取扱いについて。その他協議が必要な事業（除雪対策）の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

85ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

協議細目 除雪対策。

調整方針（案）。

除雪対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、今後の除雪計画については民間委託を基本に、地域の実情を考慮しながら効率的な除雪体制を整備し、冬期の道路交通の安全性を確保するものとする。なお、豪雪地域における除雪対策については、市民生活の安全を確保するため特に配慮するものとする。

85ページの下段には、除雪目的から順番に資料をつけてございますし、87ページには除雪対策、それぞれ5町村についての対応を書いておりますので、これを御参考の上、御協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま除雪の関係について説明をいたしました。御協議を願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案することを確認いたします。

続きまして、協議第8号 その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

89ページをお願いいたします。

協議第8号 その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）の取扱いについて。その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、協

議を求めるといふものでございます。

90ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

協議細目 社会福祉協議会。

調整方針（案）。

1 社会福祉協議会の統合については、各社会福祉協議会の自主性を尊重しながら、統合に向けて調整に努めるものとする。

2 社会福祉協議会に対する助成については、社会福祉協議会において調整する統合時の各事業の目的や効果を基に、調整を図るものとする。

3 社会福祉協議会への委託事業については、新市全域に同等な福祉サービスを提供するうえで、地域の実情から社会福祉協議会が最適である場合については、社会福祉協議会に委託するものとする。

以下、90ページから社会福祉協議会の法人名等を含めて書いてございますし、そのページの一番下には市町村の補助金が書いてございます。事業一覧につきましては、91ページから順番になってございます。事業内容につきましては、95ページまでそれぞれ書いてございますので、御参考の上、御協議のほどよろしくお願いしたいと思っております。

○議長

社会福祉協議会につきまして、今、説明がございましたが、この協議会の取扱いについて御審議を願いたいと思っております。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次の協議会に承認事項として調整方針を提案するということにいたしたいと思っております。

次に、協議第9号 シルバー人材センターの取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

98ページをお願いいたします。

協議第9号 その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）の取扱いについて。その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

99ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

協議細目 シルバー人材センター。

調整方針（案）。

1 シルバー人材センターについては、それぞれの事情等を尊重し、合併後すみやかに統合するよう調整するものとする。

2 シルバー人材センターに対する助成については、各事業の目的や効果等を基に、調整するものとする。

3 シルバー人材センターへの委託事業については、高齢者等の雇用の安定を図り、地域の特性を踏まえ現行の内容を基本に、新市に引き継ぐものとする。

99ページ下の段につきましては、名称以下、内容について書いてございますし、100ページにつきましては事業費助成、あるいは事業実績等々、資料を添付してございますので、御参考の上、御協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

シルバー人材センターの取扱いについて説明を申し上げましたが、御協議願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案する旨、確認をいたします。

以上をもちまして協議事項を終わります。

4 その他

○議長

それでは、次の4、その他に入ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

○事務局長

それでは、その他でございますが、本日、皆様方の机の上に4、その他新市建設計画報告書(案)についての資料を添付させていただきました。1枚めくっていただきますと、新市建設計画報告書(案)の岐阜県事前協議による指摘事項について、平成16年5月7日開催の第9回新市建設計画作成小委員会において、別紙のとおり修正し、承認されたので報告しますということでございます。

4月16日に第8回の作成小委員会を開催させていただきました。そこで、新市建設計画報告書(案)を御承認いただきまして、県の事前協議に入ったわけでございます。その結果、連休明けに県の方から御連絡がございまして、ここに添付したような修正を添えて、5月7日の第9回の小委員会に諮り、御承認を得たものでございますので、御報告をさせていただくと、こういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

1ページから4ページにわたりまして、指摘事項を左側に、そして、修正するということを右側書いてございます。それを具体的にしてございますのが、その次のページの第1章、序論。通し番号で5ページから書いてございますので、それに従って簡単に御報告いたします。

なお、5ページの中ほど、アンダーラインが引いてございますが、2005年春といたしました。以前は「3月」となっておりましたのを「春」とい

うことにいたしましたものでございます。

そして、6ページにつきましては、2)の世帯数は、表を入れかえてございますので、よろしく願いいたします。

7ページの部分につきましては、下の方の平成2年の年少人口と生産年齢人口の率が0.1ポイント違っておりまして、以前は20.0%と66.9%でございましたが、19.9%、67%ということです。

そして、その次の8ページでございますが、アンダーラインの引いてございますところの数字がちょっと間違っておりましたので、このような数字に御訂正をいただくということでございます。

9ページにつきましても、数字の訂正ということでございますので、よろしく願いいたします。率として0.1%変更、人数にして1人違うというところが見つかりまして、訂正するというところでございます。

次の10ページでございますが、下の段の岐阜県工業統計調査という表をつけてございます。以前は工業統計調査という資料でございましたが、この岐阜県工業統計調査にかえるということで、表を入れかえてございます。よろしく願いいたします。

そして、その次の11ページでございますが、これにつきましては、経済産業省公表の表を使っておりましたが、岐阜県公表の数値に入れかえたということでございますので、よろしく願いいたします。

そして、12ページでございますが、これにつきましても、アンダーラインの数字が違ってきます。これは前の10ページあたりから連動してきているものでございますので、よろしく願いいたします。

そして、13ページでございますが、プロジェクトの3段目の「活力ある産業都市創造プロジェクト」の「関ロジスティクスセンター」まで入れてございましたが、「ロジスティクス」というところでとどめるということでございますので、よろしく願いいたします。それと同じ言葉が以下数カ所出てきておりますので、よろしく願いいたします。

そして、16ページの(7)でございますが、砂防・治水事業の推進とありますが、以前は治山・治水事業の推進でございました。急傾斜地の崩壊という内容からかんがみて、これは「砂防」という言葉の方がベターだということで、このような文になったということでございます。

そして、17ページにつきましては、文章のアンダーラインの部分の特に「関係機関とともに推進し」という部分をつけ加えているという内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

そして、18ページでございますが、中ほどの5行の文章でございますが、以前は19ページに入っておりました。(4)の障害者(児)が安心して暮らせる環境の充実に入っておりましたが、これは児童福祉対策事業の区分にした方がよりよいということで、次のページから移ったということでござ

います。同じように、主要事業の一番下の情緒障害児の心の支援も同じで
ございます。

そして、19ページでございますが、欄外でございますが、DVのところ
でございますが、アンダーラインの部分の後半、「それに準ずる行為」とい
うのをつけ加えるような形に訂正させていただいておりますので、よろし
くお願いいたします。

20ページでございますが、これにつきましては、介護予防施設の充実と
いう意味で、アンダーラインの部分を、文章を追加したということにいた
しましたので、「高齢者が寝たきりや痴呆にならないための介護予防の充
実に努めます」という部分をつけ加えたということになっておりますので、
よろしくお願いいたします。

次の21ページでございますが、上の段は先ほど申し上げました内容と一
緒でございますし、下の主要事業の枠でございますが、整備促進というと
ころでございますが、以前は「改良促進」になっておりましたが、これを
「整備促進」というふうに変更するというものでございます。

そして、事業箇所の削除もいたしております。そして、それとは別に、
一番右の下の段ですが、256号の整備促進、従来は洞戸のみでございました
が、板取も加わる、こういう形になりました。

そして、22ページでございますが、上の段の主要事業の欄外に手書きで
書いてございます。東黒屋・上大野地内、これを削除とありますが、これ
は16年度で事業が終了するというので削除といたします。

そして、中ほどの手書きの板取川支流杉洞谷削除とありますが、これは
現在事業が中断しておりますして、再開の見込みが現在のところ立っていな
いということで、このようなことになっております。

そして、下の段の枠の中の長さでございますが、距離の件につきましては、
これは改修計画というのがございまして、その数字と一致させるため
にこのような数字に変更するというものでございます。

そして、23ページの中ほどのアンダーラインを引いてございます3行で
ございますが、これに対しては、読み上げますと、「さらに、河川などの氾
濫による浸水被害を防ぐため、開発行為による流出増加対策や遊水地域の
適正な指導に努めるとともに、河川の増水時における水位の監視を万全に
し、洪水に対する防災対策の充実を図ります」。これは、洪水に対する防災
対策も重要だということで、この文をつけ加えるということを協議の中で
決めさせていただいております。

24ページでございますが、先ほどのロジスティクスの関係でございます。

そして、25ページの主要事業、アンダーラインを引いてありますふるさと
農道緊急整備事業、これは以前は県営ふるさと農道整備になっておりました
が、正式名はこのような名前ということでございます。それから、左

のため池周辺の環境整備でございますが、以前は県営農村環境整備事業ということになっておりますが、ため池周辺環境整備ということに変更になったということでございます。

そして、26ページでございますが、欄外の仙厓のところでございます。アンダーラインが引いてございます。「また、円空や木喰とともに近世三奇人といわれている。(近世畸人伝)」というのをつけ加えさせていただいております。なお、以前につきましても、文章をほかの円空等と同じようにするために、生まれた年号から文章を一部変更させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、27ページの中ほどの手書き、柿野川を削除とありますが、これは、ここを削除して、戻っていただきまして、22ページの一番下ですが、ここに新しく入ってきました。ここへ入れて、この27ページを削除することによってございますので、場所の入れかえということによって御理解を賜りたいと思います。

そして、28ページでございますが、保育園の関係でございますが、保育所というふうに統一するというにいたしました。

そして、3行目でございますが、アンダーラインの引いてございますところ、「習慣」とありますが、以前は「しつけ」という言葉にいたしておりました。そして、「養う」となっておりますが、以前は「促進する」としておりました。そして、その次の「預かり保育」、以前は「長時間保育」となっておりました。それから、「幼児教育機能」でございますが、以前は「幼児学習機能」としておりましたが、このように訂正をさせていただきたいと思ひます。

そして、29ページからは県事業でございますが、上の256号、先ほどの関係で追加するということでございます。そして、下の段でございますが、急傾斜地の関係で、武芸川町の寺尾舟洞を追加になります。杉洞谷の削除は先ほどと同じでございますし、柿野川も先ほどの事由でここへ来ているということでございます。

そして、30ページでございますが、上の手書きのところは、ここで柿野川を削除すると、そして、ふるさと農道緊急整備事業、ため池周辺の環境整備は先ほどと同じでございます。

31ページは、財政計画表でございますが、1枚めくっていただきまして、最後の33ページを見ていただきますと、個人均等割でございますが、これを平成16年度税制改正の標準税率で推計人口により推計するということでございます。これにつきましては、16年度の税制改正によりまして、個人均等割額が一律3,000円になったということで、金額、地方税の部分で17年度で申しますと、以前は118億9,200万円でございますでしたが、ここに書いてございますように、119億1,100万になりまして、1,900万円の増が見込

まれる、このようなことになりまして、その他、下の段で数字を一部調整させていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

以上、御報告といたします。お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

今、新市の建設計画につきまして、県と事前協議による指摘事項の修正説明をしました。これにつきまして、御質問ございませんか。

○野田豪一委員

この前、言おうと思っと思ったけども、だれも言われていなかったの、気おくれしてよう言わなんで、ちょっと遅いかもわかりませんが、富加町というのは、長良川鉄道の加茂野の駅前が中心市街地になるので、あれを美濃太田まで行くには大変えらい。ところが、あそこから関へ行くのには極めて、大門なんかすぐそばなので、そういうことをお願いして、富加町からこれる道を関の境までは広げてきたんやけども、こっちは市長さんに申し上げたい。あれは県道やでなということ、ちょっともあれ進まへんもんやで、関の町もみんなお客がおらんで困るとるもんやで、よそがやとるんやで、何ぞの折に、済みません。

○議長

あれはちょっとも進まんのやなしに、ちょぼとずつ進みよる。あれは418というんです、418号が。肥田瀬とは書いていませんけども、関と書いてあるで、418というのは内しかないです、あそこは。そういうことですわ。

○野田豪一委員

あまり箇所付けがきちとなかったもんやで、これはかえってええなと思って。どうにでもなるで。

先ほど、武芸川の方からのお話が出ましたけども、この前もその前も、いろんなときに、関の水は岐阜より半値やぞと。可児市の3分の1やということ、我々は周知することによって後藤市長は市民の信任を得られているということも念頭に入れていただいて、向こうを下げてもらうのはいいけども、こっちは上げんようにひとつ。議長。

○議長

こっちを上げずにおくと、税金を投入せんならんわな。

○野田豪一委員

難しいことはわからんけども、ひとつよろしく。

○議長

税金で持つか水道料金で持つかということやな。

○野田豪一委員

そうやわな。まあ、よろしく。終わり。

○議長

ほかに。

○本田 修委員

洞戸ですが、議会での議決までの残すところの時間が迫っている現段階で、この提案はいかがとも思いますが、あえて提案をさせていただきます。

本国会提出中の地方自治法の改正案を含む合併特例法に、地域自治組織の積極的な活用の考え方が導入されているようでございます。他町村の合併協議会においても、自治体の効率的な運営等、住民自治の強化、協働を促す手法として、法案の成立をにらんで取り上げられ、協議中であると聞いております。

新市関市におきましても、今後、各地域が切磋琢磨しながら、住民の協働によって力強い発展を進めていくには、地域自治組織の機能とその将来ビジョンの確立は最も重要な課題であると考えます。何分にも新法でございまして、既に承認済みの案件にかかわる検討課題であるかと思ひ、申しわけございませんが、幹事会で協議していただき、これまで想定されていなかったこれら進歩的な改正案を踏まえて、本協議会においてもこれを議案をして取り上げ、審議していただくことは非常に意義のあることと思ひます。

よって、ぜひ議案に加えていただきますように提案申し上げますので、よろしく願いしたいと思ひます。

○議長

ありがとうございました。

今、提案の説明がございましたが、十分幹事会でも検討されまして、次の協議会で議案として提案するというところで、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしくおねがいします。次、どうぞ。

○山田憲幸委員

今、本田さんがおっしゃいましたのに関連でございまして、武儀郡といたしましては、過日市長に大変御無理を言ひまして、一応すばらしい合併になるというふうに皆さんに、私も議会に対しても、特別委員会でもお話を申し上げておるんですけども、今、本田さんが言われておりますのを、全くこれからどうするかということになると、大変時期的に難しいかというふうに思ひますが、我々行政マンとしては、市長にお願いを申し上げたいのは、例えば、職員の定数及び行政組織に対する規則、そして、一方で、予算編成及び執行に関する規則、これを、ある程度青写真を幹事会でつくっていただいて提出していただければ、ほとんど自治組織、いわゆる旧町村単位で十分な対応ができるのではないかと、住民にも説得ができるんじゃないかと、こんなふうに思ひます。そういう意味で、それらを御期待と

お願いを申し上げておきます。

以上です。

○議長

はい。

○杉山ミサ子委員

武芸川町から、今の町長さんのお言葉を引き継ぎまして、もう一言申し上げさせていただきたいと思います。

以前から関市長さんからは、限りなく新設に近い合併ということをおっしゃっていただいたわけですが、そのことにつきましては、私どもはやはりこの支所機能いかにかかっているのではないかと考えております。合併いたしますと、確かに一体性の確保ということが一番重要な課題になってくるかと思うんですけど、一体性を確保しながら、また、その別枠でと言いますと、旧町村に当たりますが、そういった旧町村におきましては、やはり今までの伝統と文化を重んじた個性のある行政ができるような自治的な機能を持った地域ということが期待されるわけでございます。そのためには、やはり住民は住民なりにこの地域は私たちが守るんだと、この地域は自分たちで築くんだという、そういった自治の精神が非常に涵養されることが大切な課題になってきますし、また、そこに配置される職員につきましても自治的ないろんな体制が整っているということが、これが行政サービスに直結することであると私は考えております。

そうしましたことによりまして、今、本田さんが提案していただきましたが、やはり地域自治ということは、今後どのように関市としては対応していられるのか、そして、その支所機能をどのように内容をきちっと決められるのかということが一番大事なことです。この協議会の席でぜひ検討していただきたい。そうしますと、この検討がされまして、ある程度内容が決まっていりましたら、自然にその機能に従って職員は何人ぐらい必要なんだということができてくると思います。そうした自治涵養の精神を、私たちにとっては親さんだと思います。今、私たちは関市の子供だと思っておりますので、そういった温かい愛情を持って地域に対して自治を何とか、予算と権限とを持った執行権のある地域自治を目指せるような体制で支所機能を考えていただきたいと切に願いますので、ぜひこの場で協議していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

支所機能につきましては、幹事会で十分検討されつつあるところでございます。今、承りましたようなことも含めまして検討されておるようでございますので、また、幹事会から首長さんにも御相談申し上げまして、協議会でまた諮っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見もないようでございますので、以上をもちまして、第11回関市・武儀郡町村合併協議会を終了いたしたいと思いをします。

次回第12回の協議会は、5月24日月曜日、14時から予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思いをします。

どうもきょうは御苦勞さまでございました。

午後3時43分 閉会